

豊川市自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自転車を利用する児童生徒等及び高齢者のヘルメットの着用を促進し、もって自転車に係る交通事故による被害の軽減に資するため、市の予算の範囲内で交付する豊川市自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金（以下「補助金」という。）に関し、豊川市補助金等に関する規則（平成5年豊川市規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ヘルメット 自転車乗車時に着用し、交通事故の衝撃及び転倒から頭部を保護する目的で製造された新品のヘルメットであって、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマークが貼付されたもの
 - イ 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマークが貼付されたもの
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、それらに相当する安全基準を満たしているとして市長が認めるもの
- (2) 児童生徒等 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者で、補助金の交付申請年度の末日において満年齢が7歳以上18歳以下である者をいう。
- (3) 保護者 児童生徒等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童生徒等を現に監護する者又は児童生徒等の親族で、社会通念上、児童生徒等を保護する責任がある者をいう。
- (4) 高齢者 住民基本台帳法に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者で、補助金の交付申請年度の末日における満年齢が65歳以上である者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、児童生徒等の保護者又は高齢者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 過去に愛知県自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金の交付を受けていないこと（他の自治体で、愛知県との協調による同補助金の交付を受けていないことを含む）（保護者を除く）。
 - (2) 豊川市暴力団排除条例(平成23年豊川市条例第7号)に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有している者でないこと。
 - (3) ヘルメットの購入に関し本市の他の補助金の交付を受けていないこと。
- (補助対象経費)

第4条 補助の交付の対象となる経費は、児童生徒等又は高齢者が自ら着用するためのヘルメットの購入に要した費用とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、前条の経費に2分の1を乗じて得た額とし、2,000円を上限とする。

2 前項の規定により算出した額に100円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、ヘルメットを着用する児童生徒等又は高齢者1人につきヘルメット1個かつ1回限りとする。

(交付の申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、ヘルメットの購入後、豊川市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、ヘルメットの購入に係る領収書等の写しその他市長が必要と認める書類を添えて、ヘルメットを購入した日の属する年度の市長が定める期日までに提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の受付は、毎年度先着順とし、市長は、申請された補助金の額が当該年度の予算額を超えることとなった場合は、年度内であっても申請の受付を停止することができるものとする。

3 規則第13条の規定による実績報告は、第1項の規定による申請をもってこれに代えるものとする。

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、豊川市自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。

2 規則第14条の規定による補助金の額の確定は、前項の規定による通知をもってこれに代えるものとする。

(検査等)

第8条 市長は、申請者に対し、補助金に関する必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、補助金の交付を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、補助金の交付決定の全部又はその一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 第3条に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) この要綱の規定に違反したときその他市長が不相当と認めたとき。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。